

**国道161号 小松拡幅13工区**  
**環境影響評価方法書の概要**

**令和3年1月**

**滋賀県**

## ＜本日の説明内容＞

1. 事業概要
2. 事業の経緯と手続きの流れ
3. 環境影響評価方法書の概要
4. 方法書の縦覧及び意見書の提出

※今回は環境に特化した地元説明会となっており、事業概要について詳しくお答えすることができないのでご了承頂ければと思います。

# **1. 事業概要**

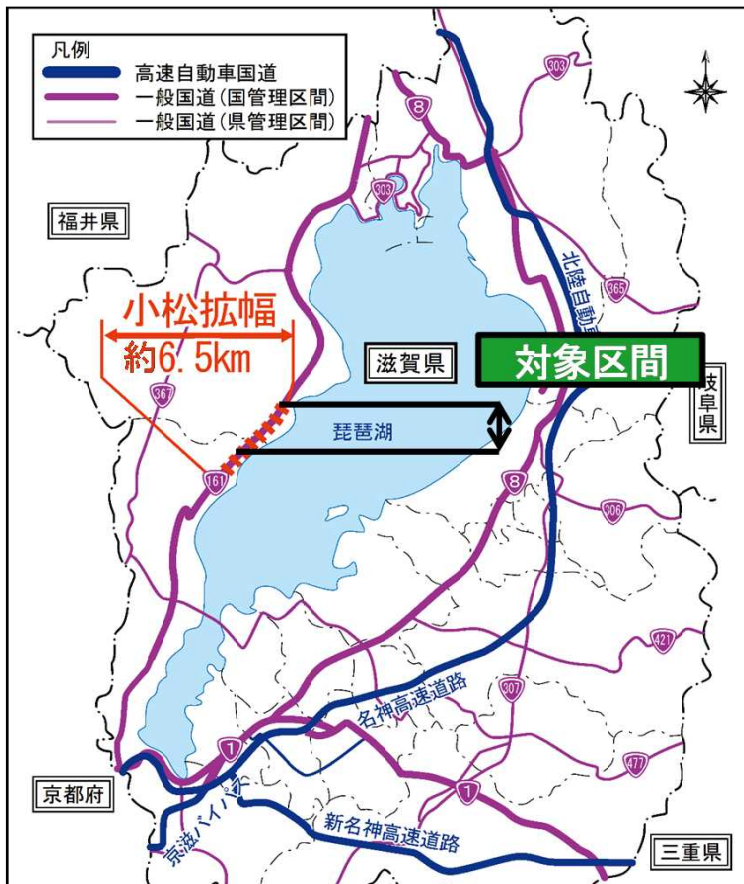
## **1. 1 事業の目的**

## **1. 2 都市計画対象道路事業の概要**

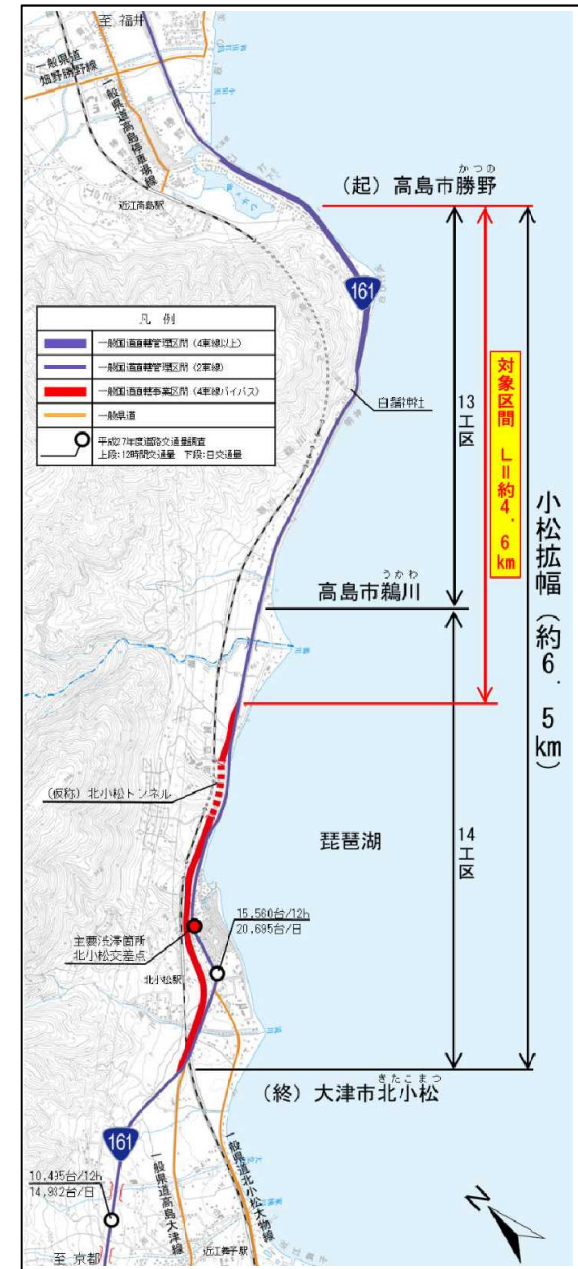
## **1. 3 都市計画対象道路事業実施区域の位置**

# 1.1 事業の目的

- ◆国道161号は、福井県敦賀市を起点に琵琶湖西岸を縦断し、滋賀県大津市で国道1号に接続する、延長約80kmの幹線道路です。北陸地方と京阪神都市圏を最短距離で結ぶとともに、琵琶湖西岸観光の基幹道路としての役割も果たします。
- ◆小松拡幅は、高島市勝野～大津市北小松を結ぶ、延長約6.5kmの道路事業であり、対象事業はこのうち13工区を含む約4.6km区間です。



**起点:高島市勝野**  
**終点:大津市北小松**  
**規模:延長約4.6km**



# 1.1 事業の目的

- ◆国道161号は交通量が多いうえに2車線の区間が多く、路肩の無い狭隘区間があるため、交通事故が多発しています。また周辺には観光地が多いことや、冬期の積雪等により、慢性的な交通渋滞が発生しています。
- ◆小松拡幅は、現道の国道161号の交通状況改善を図り、沿道住民の安心・安全な生活を確保すること、また高島バイパス、志賀バイパスと接続することで琵琶湖西岸地域の幹線道路のネットワークを強化し、地域の活性化を図ることを目的とします。

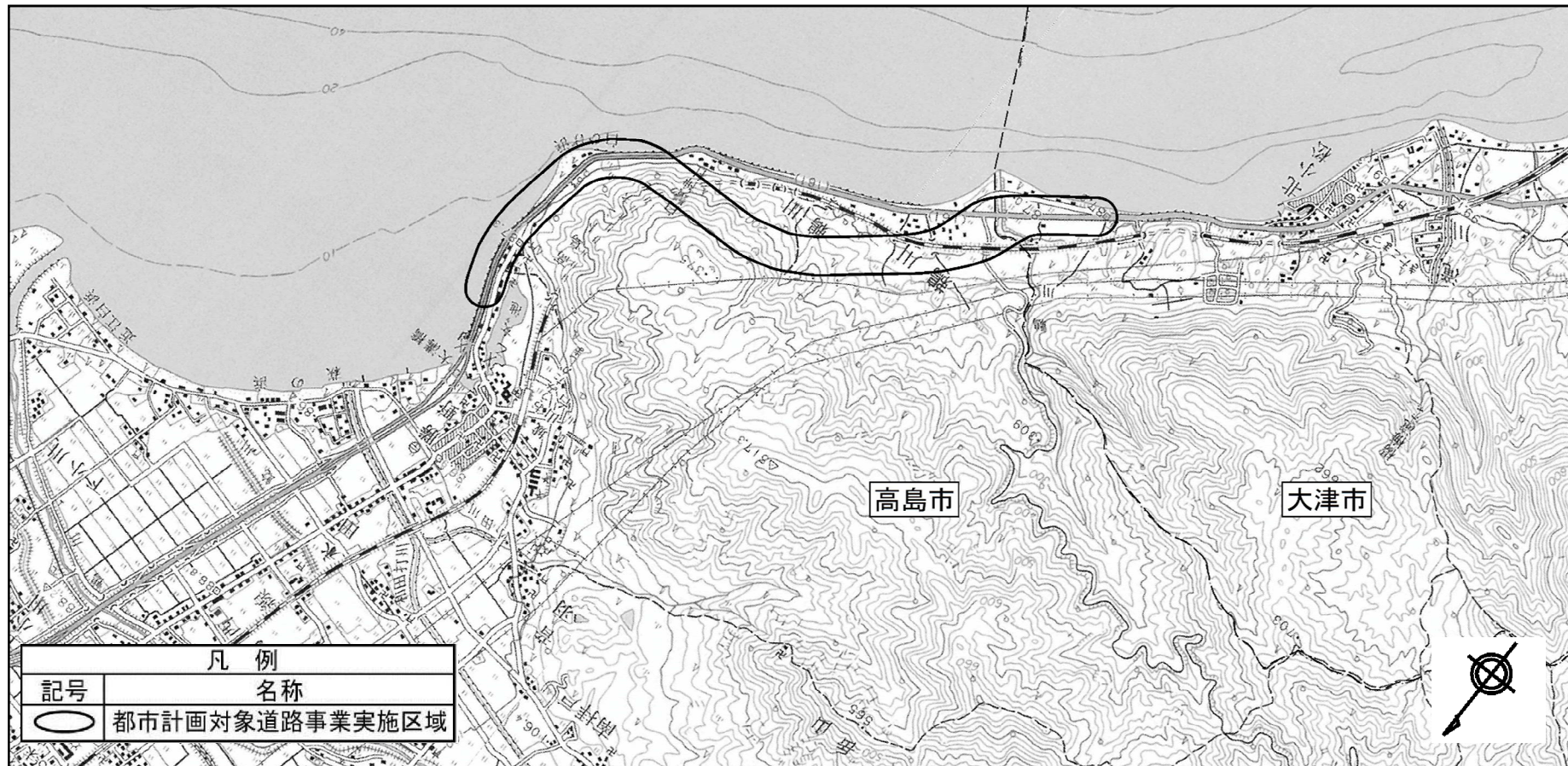


## 1.2 都市計画対象道路事業の概要

方法書：第3章

項目	内容
都市計画対象道路事業の名称	国道161号 小松拡幅13工区
都市計画決定権者の名称	滋賀県
事業予定者の名称	国土交通省 近畿地方整備局
都市計画対象道路事業の種類	特別地域における道路の改築(一般国道の改築)
起終点	起点:滋賀県高島市勝野 終点:滋賀県大津市北小松
延長	約4.6km
車線数	4車線
設計速度	80km/時
道路構造の概要	盛土、切土、橋梁、トンネル

# 1.3 都市計画対象道路事業実施区域の位置



注) 都市計画対象道路事業実施区域とは、当該道路事業により土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築が想定される概ねの範囲とし、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置が想定される概ねの範囲も含むものとします。なお、「都市計画対象道路事業実施区域」は、方法書の作成の時点において、既に変更の余地のないものとして決定されている区域という趣旨ではなく、その時点において対象事業の実施が見込まれる区域をいいます。

## **2. 事業の経緯と手続きの流れ**

### **2. 1 事業の経緯**

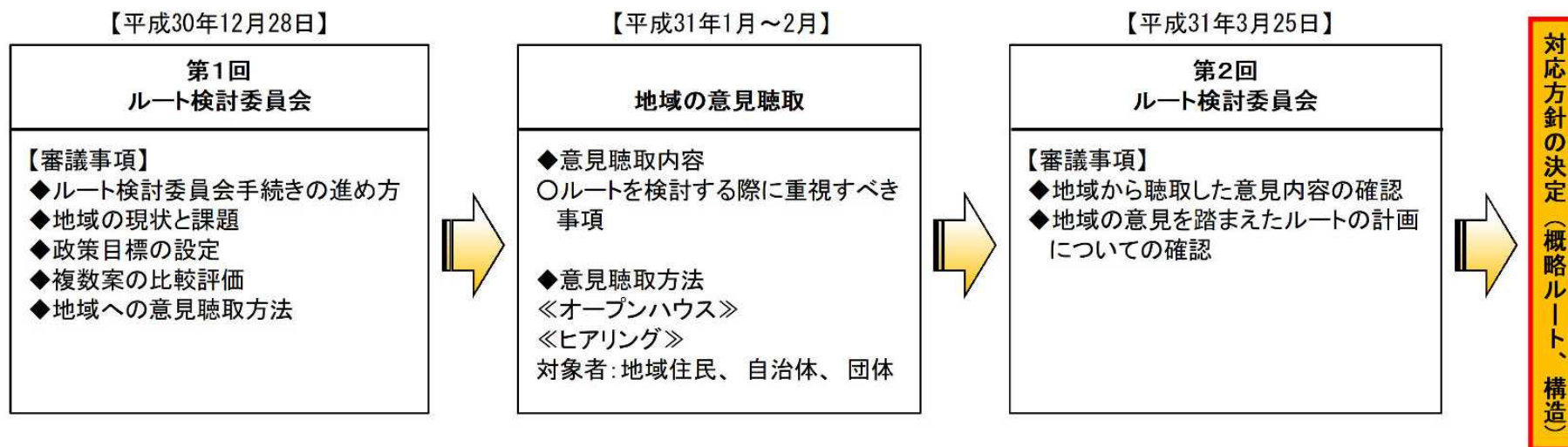
### **2. 2 環境影響評価と都市計画の手続きの流れ**



## 2.1 事業の経緯

本事業については、道路位置および基本構造の検討段階から良好な生活環境や自然環境の保全を行うこととし、平成30年度に専門家で構成される「国道161号小松拡幅13工区ルート検討委員会」を設置し、構想段階における道路計画のアンケート調査を実施しました。

第1回と第2回のルート検討委員会の協議の中で、県民等や関係する地方公共団体の長からの意見、委員会での有識者の意見を踏まえて、総合的に検討し、現在のルートを対応方針として決定しました。



## 2.2 環境影響評価と都市計画の手続きの流れ

滋賀県環境影響評価条例では、以下に示した対象規模要件を満たす事業に対して環境アセスメントを実施することとしています。

滋賀県環境影響評価条例の対象事業

対象事業の種類	対象規模要件
1. 道路	
一般道路	4車線以上かつ7.5km以上（改築 7.5km以上）
自然公園特別地域道路	2車線以上（林道は幅員が5mを超えるもの） かつ2km以上（改築（バイパス）2km以上）
2. 河川	
ダム、堰	湛水面積 50ha以上（改築 25ha以上増）
湖沼水位調節施設	露出面積 50ha以上
放水路、捷水路	改変面積 20ha以上
3. 鉄道	
鉄道、軌道	7.5km以上（改良 7.5km以上）
4. 飛行場	滑走路長 1,875m以上（滑走路の延長 375m以上）
5. 発電所	
水力発電所	発電設備の出力 2万kW以上（規模の変更 2万kW以上）
火力発電所	発電設備の出力 2万kW以上（規模の変更 2万kW以上）
風力発電所	発電設備の出力 1,500kW以上（規模の変更 1,500kW以上） *風力発電所は、平成21年12月18日から対象事業
6. 廃棄物処理施設	
し尿処理施設	日 100k L以上（規模の変更 日 100k L以上増）
ごみ焼却施設	時間 4 t以上（規模の変更 時間 4 t以上増）
廃棄物最終処分場	敷地面積 5ha以上（規模の変更 5ha以上増）
7. 下水道終末処理場	敷地面積 5ha以上（増設 5ha以上増）
8. 埋立、干拓	埋立面積 3ha以上
9. 港湾施設の建設	新設 改築 事業面積 3ha以上
10. 土石、砂利採取	湖中 事業面積 5ha以上 陸上 事業面積 20ha以上（自然公園 <sup>（注2）</sup> は10ha以上） （区域の変更 20ha以上増（自然公園 <sup>（注2）</sup> は10ha以上増））
11. 土地区画整理事業	事業面積 20ha以上（40ha未満は既存宅地外の面積が20ha以上） （森林 <sup>（注1）</sup> は15ha以上、自然公園 <sup>（注2）</sup> は10ha以上）
12. 工業団地造成事業	事業面積 20ha以上（森林 <sup>（注1）</sup> は15ha以上、自然公園 <sup>（注2）</sup> は10ha以上）
13. 宅地の造成事業	事業面積 20ha以上（森林 <sup>（注1）</sup> は15ha以上、自然公園 <sup>（注2）</sup> は10ha以上）
14. 第2種特定工作物 （レクリエーション施設）	事業面積 20ha以上（森林 <sup>（注1）</sup> は15ha以上、自然公園 <sup>（注2）</sup> は10ha以上） （増設 20ha以上（森林 <sup>（注1）</sup> は15ha以上、自然公園 <sup>（注2）</sup> は10ha以上））
15. 工場等の建設	排水量 日 2,000m <sup>3</sup> 以上（増設 日 2,000m <sup>3</sup> 以上増） 燃料使用量（重油換算） 時間 3k L以上（増設 時間 3k L以上増） 敷地面積 10ha以上（増設 10ha以上の増または土地の形状の変更）
16. 高層建築物	高さ60m以上かつ床面積5万m <sup>2</sup> 以上（増築、改築 5万m <sup>2</sup> 以上）
17. その他	都市公園 改変20ha以上（森林 <sup>（注1）</sup> は15ha以上、自然公園 <sup>（注2）</sup> は10ha以上） スキー場 改変20ha以上（森林 <sup>（注1）</sup> は15ha以上、自然公園 <sup>（注2）</sup> は10ha以上）

### 自然公園特別地域道路

2車線以上（林道は幅員が5mを超えるもの）  
かつ2km以上（改築（バイパス）2km以上）

## 2.2 環境影響評価と都市計画の手続きの流れ

「環境影響評価方法書」は環境アセスメント手続きのうち、“どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価していくのか”という計画を示したものです。

今回の環境影響評価方法書の手続きにおいて、方法書の公告・縦覧及び説明会を行い、地域の皆様や地方公共団体よりご意見を頂き、調査・予測・評価方法を決定します。

今後は、環境影響評価手続きにおいて、上記により決定した方法で調査・予測・評価を行います。

